

消防用設備等点検アプリ（試行版）の運用の開始

予防課

建物の関係者（所有者、管理者など）は、法令に基づいて建物に設置された消火器などの消防用設備等について、定期的に点検を行い、報告する義務があります。

新たに配信を開始した消防用設備等点検アプリ（試行版）をご利用いただくことで、資格のない方や、消防用設備等の点検に関する知識のない方でも、ご自身で点検と報告書の作成を行うことができます。

1. 消防用設備等点検アプリ（試行版）とは？

次の4つの消防用設備等の点検と消防署等への報告書の作成が行えるアプリです。

これらの消防用設備等を設置する建物の関係者（所有者、管理者など）をはじめ、どなたでもご利用いただけます。



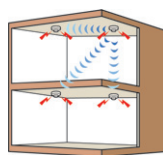
・消火器

粉末などの消火剤を放出して、初期火災を消火するための器具
（アプリで点検可能なものは、内部及び機能の点検が不要のもの（加圧式：製造年から3年以内、蓄圧式：製造年から5年以内）に限る。）



・非常警報器具

建物内の人々に、火災が発生した旨等を伝達するための器具



・特定小規模施設用自動火災報知設備

火災を感知し、在館者に火災が発生したことを報知するための設備
（アプリで点検可能なものは、受信機又は中継器が設置されておらず、かつ自動試験機能を有するものに限る。）

・誘導標識

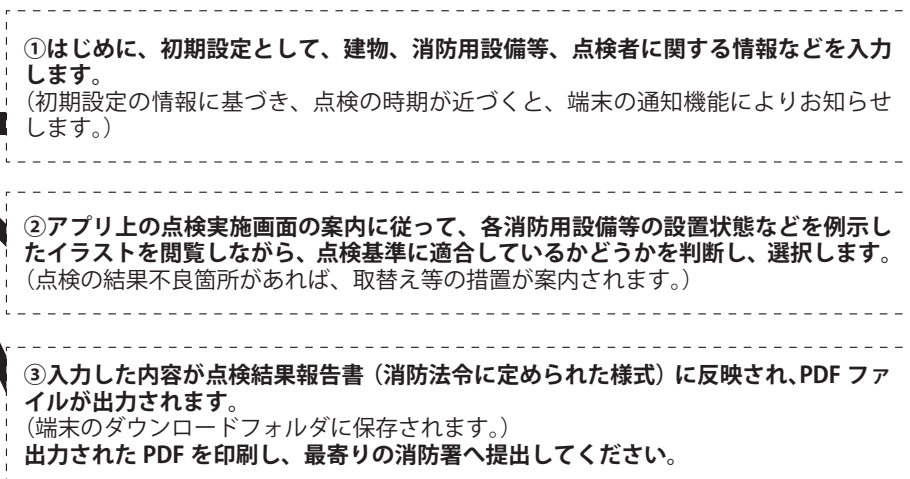
在館者を、避難口や避難すべき方向に誘導するための設備
（アプリで点検可能なものは、配線等の点検が不要のもの（蓄光式のもの及び電気エネルギーにより光を発するものを除く）に限る。）



2. 主な機能と利用の流れ



消防用設備等点検アプリ
トップ画面



初期設定画面



点検実施画面

3. 消防用設備等点検アプリ（試行版）のダウンロード方法

消防庁ホームページ（<https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/suisin/post23.html>）から、「App Store」又は「Google Play」の「消防用設備等点検アプリ」ダウンロード画面へアクセスすることが可能です。

Android端末をご利用の方はこちら



iOS端末をご利用の方はこちら



問い合わせ先

消防庁予防課設備係 田中、笠松
TEL: 03-5253-7523